

分野	番号	ご意見・ご質問	回答
入札契約	1	電子認証について困っている。 各自治体ごとに電子認証をする機関に指定があり、その度ごとに、新たに経費を負担して、内容は同じにもかかわらず、新しい認証を得ねばならない状況にある。 件数が増えると、小規模、且つ数年に1件受託できるか出来ない事務所では、経費が負担(年1万円内外)となる。 (因みに当社では今まで1件も受託していない) 共通で使える電子認証の仕組みを、是非考えて欲しい。	本市では、JACICのコアシステムを採用しており、同システムを採用している、国や他の多くの自治体と共通の認証局を利用することができます。 なお、本市では、独自に認証局を運用し、安価な本市専用のICカードの発行を行って参りましたが、Windows Vistaでは利用できないこと及び民間の認証局が充実してきたことから、本取り扱いを取り止める事としております。
	2	現在は設計図書を紙で購入・受領しているが、県下の多くの他公共団体と同じように電子入札システムからのダウンロード又は契約担当課での電子データ(CD-R)の受渡しに変更して欲しい。 また、現在は設計図書に関する質問書も、それに対する回答書も担当課に書面で提出又は受領しているが、どちらも電子入札システムからの提出及び受領にして欲しい。	本市のシステムでは、現在のところ対応することができません。 また、回線容量やセキュリティ、コストなど、様々な検討が必要なことから、今後の検討課題とさせていただきます。
	3	6-4.設計図書ダウンロード(電子配布)システムについて、今後の検討課題とされていますが、設計図書(特に、図面など)を電子データで入手できることは、業務提案書、業務受注後の計画書や電子納品の成果品作成時にも利活用でき、業務効率化や受注者側の負担軽減にもつながります。このような観点も考慮頂き、電子納品の試行、または、運用開始と同時に運用されることを期待します。	
	4	電子入札実施済みとのことだが、まだ実施していないように思う。	電子入札については、システムの都合上、市長部局については財政局契約課で取り扱うものに限られ、各局で発注するものは対象外となります。
	5	昨年2件入札させてもらった。もっと件数は、増えるのか。	電子入札の対象案件ということでしたら、現時点で、特に電子入札対象の変更は予定しておりません。
	6	6-3.調達検索ポータルサイト(統合型PPI)について、資料に記載されているとおり、1箇所のホームページから全国の公共発注機関の情報を参照でき、受注者にとっての利便性の高いものです。他の自治体に先駆けての出来るだけ早い時期からの参加を期待します。	統合型PPIについては、本市入札情報システムと、統合型PPI側との情報の整合性の取り方等、様々な課題があると考えています。 また、工事については、地域要件の関係から、ほとんどの入札者が市内企業であるため、メリットが少ないと考えています。
	7	川崎市ではICカードの登録が1枚だけとなっているが、複数のカードを登録できるようにして頂きたい。	システムの機能の制約上、1つの委任先に1枚の運用とさせていただきます。
情報共有	8	情報共有システムには、移動コストの削減以外にも、さまざまな効果が期待されています。「発注者の文書管理作業の軽減」、「業務成果(工事品質、電子成果品)の品質向上」、「現場状況の履歴管理と視覚的共有によるワンデーレスポンス支援」、「電子納品支援機能等の利用による電子納品時の負担軽減」—等でも、その効果が期待され、従来の位置づけにとらわれない発展的な活用方法等も検討されています。 8 施工中の受発注者間の情報共有に留まらない新たな視点から、情報共有システムの位置づけや活用方法を模索することにより、市民・受注者・発注者それぞれが、よりメリットを享受できる仕組みを構築することができるのではないかと考えます。 また、建設業では、他産業に比して生産性の低さが課題とされています。そうした点も踏まえ、建設業界の生産性向上や効率化に資するCALS/ECの取り組みを期待します。	建設業における生産性の向上については、重要な課題であると認識しております。 情報共有システムについては、現在国土交通省等において様々な取り組みが行われていると聞いております。 それらについて情報収集を行いつつ、今後検討してまいります。
	9	建設業法の改正法案が平成18年秋の臨時国会(第165回臨時国会)で議論され、平成18年12月20日に公布されました。関連する政令及び省令とともに、平成20年11月28日から全面に施行されています。 この改正内容に「営業に関する図書の保存」があります。改正により、元請業者は完成図、発注者との打合わせ記録、施工体系図(作成特定建設業者のみ)を10年間保存しなければなりません。さまざまな図書の電子化が進んできていることから、電磁的方法による保存も考慮し可能としています。 今後、施工現場で電子化情報を交換・共有した場合に、その中に建設業者が法的に保存すべき情報が含まれていると考えられます。そのような情報を、漏れなく、効率的に保存していく必要があります。 貴市の今後の取り組みにおいて、建設業者の立場で、上記改正建設業法にも容易に対応できる仕組みが取り入れられることを期待します。	どのような仕組みが良いのか、今後情報収集を行いつつ、検討してまいります。
	10	現場定例会議や説明時は紙ベースで提出を求めるのではなく、電子ファイルを見ながらの打合せを行えるようにしてほしい(携帯PCを持参)	打ち合わせの際に使用する図面の種類(紙・電子)については規定するものではありません。工事の規模や工事の内容、あるいはその時の打ち合わせの内容や打ち合わせ場所の環境(屋外・屋内)等によって、電子でも問題が無い場合もあれば、紙でないと支障がある場合もあると考えられます。 したがって、電子ファイルでの打ち合わせについてはケースバイケースでの判断となることについて御理解をお願いいたします。
	11	電子納品システムの目的は、無駄を無くし電子ファイルで管理で出来る事だが、実際は電子ファイルと完成図書(文書)との、二重提出となり、経費も手間も二重にかかる上、受注価格は下落し、企業に過大な負担が増大するだけの無駄なシステムになっていることを理解して転換してほしい。	紙と電子の二重納品については、コストを要することは理解しておりますが、規模や内容にもよるものの、電子媒体だけでは、検査時や現場立会い時などに紙図面が無いと支障が生じる事が予想されますので、対応方法について、今後検討してまいります。
	12	現在、電子納品が必要な機関の業務では製本納品とCD納品の両方なので経費、人件費が掛かり、負担である。	

電子納品

13	CADソフトについては、JWCADが無料の為いいと思う。 また、写真の管理に関しては、できれば無料ソフトが良い。	CADソフトについては、仕様書等に特別の定めが無い限り、SXF対応のものが必要になります。いわゆるフリーソフトと呼ばれる無償のソフトの中には、SXF対応を謳っているものもありますが、正常に読み書きできる保証が無いことや、サポートが無いことから推奨できません。 工事用の写真管理ソフトは、通常業務や電子納品、検査時などに役に立つ機能がありますので、工事用のものを使用されることを推奨いたします。(機能については、ソフトにより異なります。)
14	電子納品を条件に業務が発注される場合で、設計に当たり貸与資料がある場合は、原則として電子納品基準に合った図面(sfc形式の図面データ)・報告書データ(excel、wordデータ又はpdfデータ)が貸与されることを前提として欲しい。 これがそろわない場合は電子納品を義務付けないか、若しくは電子納品データ作成の作業費用を別途見込んで欲しい。特に図面が古い場合や極端な例では紙ベースのデータしかない場合、現行基準の電子データ作成には多大な時間と労力が必要になる。	工事については、SXFでの納品を義務付ける場合はSXF図面を提供いたします。委託業務については、業務内容にもよりますが、資料は参考としてお貸しするものですので、紙等でお渡しする場合があります。但し、電子納品要領に則ったものが存在する場合は、提供できるよう努力いたします。
15	図面の中間データ受け渡しは電子納品基準のsfcデータにして欲しい。sfcデータであればデータの化けの発生が抑えられ属性が引き継がれるが、AutoCadなどのデータに変換すると、それらが引き継がれず再度編集しなおさなければならなくなる可能性がある。	電子納品対象工事においては、データの受け渡しについては原則としてSFCで対応する予定です。
16	川崎市発注業務のすべてが対象なのか	参考資料の『2. 対象となる工事・委託について』に記載している通り、全てではありません。
17	2ページの発注者のメリットの3つめの■の「設計を電子化するため、…」は、「設計図面を電子化するため、…」が適当ではないか	御指摘の通り修正いたします。
18	6-6.電子納品について、平成21年度に策定を計画されている各種要領・基準・ガイドライン等については、極力、川崎市独自の部分を無くし、国土交通省策定のものに準拠したものとして頂きたい。 こうすることで、既に市販されている電子納品作成ソフトを利用することが可能であり、川崎市で独自のソフトを作成する必要もなく、また、既に国土交通省や県などの電子納品に慣れつつある多くの受注者もスムーズに対応できるためトラブルや混乱も少なく出来ると思います。	要領・ガイドライン等については、現在検討中ですが、簡素なガイドラインにより実施している自治体の例も参考とし、国土交通省策定のものからは、簡素化したものとするを考えております。 国土交通省要領において、必須とされている項目について、本市での必要性を検討し、不要と判断されるものについては、外して行く方向で検討しております。
19	2ページのCALS/ECの全体概要の部分で、電子納品の目標が「図面の管理の最適化」になっています。 国交省のアクションプログラム2005では、「調査・計画・設計・施工・管理を通じて利用可能な電子データの利活用」という目的になっています。 また、川崎市では国交省のものを簡略化して、図面の管理のみにフォーカスして電子納品を行う(要領(案)を策定していく)のでしょうか。 あるいは第一歩として図面の最適化を行い、徐々に国交省の目標に沿って整備していくのでしょうか。 上記質問に関連して、今後「図面」以外のものについても利用可能な電子データ化をされる予定がありますでしょうか。 その場合のスケジュールと今回のアクションプログラムの位置づけを示していただけませんか。 設備投資及び人材確保の計画に関わることであるためタイムテーブルを示していただけると助かります。	3ページ下部の国土交通省のイメージ図のように、公共工事の各ライフサイクルにおいて、前段階のデータを利活用することも目的としていますので、当該表記については修正させていただきます。 電子納品の対象については、図面に限らず、報告書等図面以外のものも含まれます。(有印文書やパンフレット等は対象外とします。) 公共工事関連書類の中で、図面の電子化が最も効果が大きいと考えられるため、分かりやすいように『図面等』という表記としています。
20	電子納品運用に際し、ルール(要領・基準・ガイドライン)の策定は勿論ですが、運用者(受発注者共に)の運用技術の適正レベルでの標準化は重要と感じます。電子納品に必要なハードやソフトの性能・機能は日進月歩で、運用技術の維持・向上のためには、電子納品に対する対応状況や成果(電子データ)の授受及び利活用の際の問題点など、様々な情報の取得が欠かせないと感じており、我々も、常日頃、情報取得に努めている状況です。 CALS/EC適用対象局におかれては、局員全員の運用技術が同レベルで維持されることが最も望ましい状況ですが、少なくとも各局各課に専任的な人員の配置を望みます。また、人事異動等によって、専任的な人員が欠員するような事態が無いことを望みます。 これら提案は下記事項に留意するためです。 ①いかに極め細かいルールを策定しても、例外的状況の発生は少なくないものと思われ、その対処は先々のデータの再利用にまで配慮した判断が求められる。 ②電子納品運用以降の成果品は、電子データのみならず、紙ベースの資料・成果併用とならざるを得ないケースも少なくないと思われ、電子データと紙ベース資料の棲み分けや状態の異なる二者の保管手法等に、先々のデータの再利用にまで配慮した判断が求められる。特に保管に関しては、“黒表紙”といった目に見える従来の成果品でさえ紛失等の事例がある中で、状態の異なる成果品の保管は、ルールの確立とそれに基づいた徹底した運用管理が求められる。 ③ライフサイクル移行の中での成果品再利用において、オリジナル情報、更新情報及びその経緯情報の確保は、品質の担保の上でも重要である。よって、成果品である電子データを作成する各種ソフトに対し十分な知識が求められる。特にCADソフトは機能と種類は様々で十分な対応が求められる。 ④これら対応が十分でない場合、品質の担保どころか、かえって作業の非効率化、負担の増大、あるいは品質の低下を招くことさえ懸念されると感じている。	本市において、まだ経験やノウハウがまだ蓄積されていないため、試行錯誤しながら進めていく必要が有ると考えています。 頂いたご意見も踏まえ、今後も適切な運用について、検討を進めてまいります。
21	現在、発注部局によっては、成果品の全体あるいは一部を電子データでの納品を求められている状況ですが、その形式などは発注部局によって異なっているのが現状です。 こうした状態での電子納品は負担増大となりかねませんし、“再利用”の観点から非効率と感じます。 電子納品運用を目指す際には、部局を超えて、一元化した仕様での運用を望みます。	要領・ガイドライン等については、全局で統一されたものを使用いたします。 但し、データの利活用の形態や、必要な書類等は、個別案件により異なる場合がありますので、特記仕様書等において特別な記載をする場合があります。

	<p>電子化により手続き等の簡素化が進むことは大変望ましいことと考えております。 さて意見について、 1)パソコン ・MachintoshのOSの使用を検討願えませんでしょうか。 (設計及びデザイン系業務の場合、使用率がかなり高いと思われます。) 2)ソフト ・上記同様、Machintoshでの使用が可能なソフトを検討願えませんでしょうか。</p>	<p>WindowsとMacは、使用できるソフトのみならず、文字コードの取り扱い等、OSレベルで根本的な違いがあります。 WindowsとMacの相違について高いレベルの知識を有する技術者であれば、対応することは可能であるかもしれませんが、互換性等のトラブルを避けるため、原則としてWindowsの使用をお願いいたします。 なお、最近のMacでは、Windows OSを動作させることが出来る場合もあります。詳細はApple社にお尋ね下さい。(別途Windows OSの購入が必要です。)</p>
	<p>電子納品は、各都道府県および各市町村で順次実施されていますが、実施に伴う受注者の負担の増大、納品される電子成果品の精度、発注者の保管・管理システムへの登録業務の負担一等、課題も散見されています。 これらの問題は、電子納品を単体で捉え導入・実施されていることにあると考えます。施行中に紙で提出・確認される書類が、納品時には電子ファイルでの提出が求められることなどもその一例です。 この問題を解消する方策の一つとして、施行中の書類の提出・確認から電子で行い、その情報を自動で蓄積・管理しながら電子納品へとつなげる仕組みをご提案します。 また、受注者のITスキルや電子納品要領等への理解度を考えた場合、電子納品に対応できるのは限られた大手のみというのが現状です。 今後、電子納品を進めていくためには、中小業者でも負担感なく電子納品を実現できる仕組みを提供する必要があると考えます。電子納品のための支援システム(電子納品支援機能を装備した情報共有システム等)の導入・提供等、電子納品の実施に際しては、受注者に新たな負担を生むことのない取り組み、受注者支援となるような取り組みの観点も重要であると考えます。</p>	<p>受発注者双方の負担軽減は重要な課題であると考えております。 なお、15ページに記載しているように、受注者向けの研修会の実施を予定しております。 今後とも、CALS/ECが円滑に推進できるよう、施策について検討を進めてまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>24 道水路台帳、河川台帳、下水道台帳、基準点成果、網図の電子化を望む。</p>	
	<p>25 道水路台帳の数値化は日ごろ要望しているところですが(WEB上での道路認定番号閲覧システムは非常に有益と感ずます)、その道水路の査定業務においては、各区役所建設センターごと、あるいは担当者ごとに管理基準や運用手法が異なっており、業務効率低下が懸念されます。 さらに、精度において、道水路台帳運用開始当初と今日とでは、測量精度は飛躍的に向上しているものの、道水路台帳成果は精度が低かった頃の情報も非常に多く、今日の精度にて測量した実測値と比較すると、かえって差異が発生し、対処に苦慮することも多々発生し、作業効率低下を招く状況にあります。 対応としては、いわゆる“公共測量”における“公差”を踏まえた管理基準値の設定及び運用手法の確立で、多くの状況を打開できるのではと感じています。 同時に大きなコスト低減に繋がるものと考えます。 については、今回のCALS/ECガイドライン策定に際し、将来的GIS導入に鑑み、道水路査定業務運用手法についても改めて策定いただくことを望みます。 願わくば、所管部署と(社)神奈川県測量設計業協会川崎支部会との意見交換等の場を設定下されれば幸いです。 さらに査定業務のあり方において、受益者負担を基本とし、これまでの業務費を道水路台帳の数値化作業に充当することを提案します。 これに伴い道水路台帳数値化業務の効率化は勿論のこと、大きなコスト削減に繋がるものと考えます。</p>	<p>関係部署にご意見の内容について申し伝えます。 なお、本アクションプログラムについては、公共工事に直接係わる業務・工事のみを対象としており、建設局管理課や、区役所建設センター管理課が所管している、境界査定や、地籍などの業務については、記載しておりません。</p>
	<p>26 ハード・ソフトとも案内の通りかなりの進歩である。今後供給側と受け手側の速度が合わないと共有化に問題が発生しないか心配である。 又、受け手側の投資が継続的に発生することも危惧する。 情報(案内)がPCを開いたときにのみ得られることとなり、現場などの作業をされている者、出張者は、情報を知らないままとなることはないのか心配である。 電子化、マニュアル化が、形式的に進むとお互いのニュアンスが読めず、考えた結果なのか表面的になぞったものなのかが、解らなくなってしまう。 相互にその経過について確認できるようになったほうが良いのではないか。</p>	<p>今後、ハードやソフトの機能向上に注視し、また、受発注者双方の状況も踏まえ、あり方について検討を続けてまいります。</p>
	<p>27 このアクションプログラムが国策の一環だという事は良く理解出来ましたし、川崎市の慎重な取組み方も良くわかりました。 確かにお話し通り全ての電子化は避けられないものと思ひますし、そうならば全世界的に経済活動も困窮するものと思ひます。 しかし、急速な電子化がもたらした弊害(例えばペーパーレスが目的なのに紙の消費量が増大している等)の現況や未だ見ぬ新しい障害が起こる事も予想せねばなりません。 その辺のシミュレーションが日本人にはとても弱いように思ひます。 生意気ですが、是非別途にプロジェクトチームを作り、新しく起こりうる事故や弊害も事前に研究し、改善策、回避策を検討された方が良く思ひます。 そこで、大きな事故や問題が予想された場合には勇気を持って後退し、出直しを計るような姿勢も大切ではないでしょうか。</p>	<p>情報化・電子化については、メリットとデメリットの双方が存在します。 メリットの部分をできる限り大きくなるようにし、デメリットの部分は小さくするように、今後とも体制面も含め、検討を進めてまいります。</p>
<p>28 15ページのGISの導入について、GISは局毎(課毎)に導入される予定ですか？あるいは、全庁統合型GISを導入される予定ですか？</p>	<p>GISについては、将来検討項目であり、現時点で何も決まっておられません。 但し、維持管理の高度化や、危機管理への活用を目的とするため、何らかの形で課をまたいで情報を共有できるような仕組みが必要であると考えています。</p>	